

## 令和6年度 馬路村地域おこし協力隊（ゆず栽培等）募集要項

馬路村は高知県東部に位置する山村です。

主にゆずを中心とした産業が盛んで、ゆず製品としては、「ごっくん馬路村」や「ポン酢しょうゆ ゆずの村」などがあります。しかし、馬路村も他の山間地域と同様に、後継者不足が大きな課題となっています。

そこで、今回農協とゆず農家で営農実習等ができる方を募集します。

最長3年間の実習が可能で、その間にゆず栽培等のノウハウを学んでもらい、その後、条件等が合えば農家等を引き継いで、営農等をしてもらえる意欲のある協力隊を募集します。

### 1 募集人員 地域おこし協力隊 若干名

### 2 求める人材

- ① 馬路村が好きな方
- ② 農作業が好きな方
- ③ これから、ゆずを栽培したいと考えている方
- ④ 馬路村に居住可能な方
- ⑤ 地域住民との信頼関係を築ける方

### 3 業務内容

- ① 農協及び農家の営農作業等の実習
- ② 地域活動
  - ・地域おこし協力隊としての取組の発信・PR（SNS等）
- ③ その他、村長が必要と認める業務及び活動に関すること。

### 4 応募資格

- (1) 年齢満20歳以上満50歳程度までの方
- (2) 日本全国からの募集としますが、生活の拠点が一部の離島、過疎地域等からは応募できない場合があるため、応募時にお問い合わせください。（問い合わせ先は以下）
- (3) 住民票を異動させることが可能な方
- (4) 健康で明るく誠実に職務を行える方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方

### 5 勤務地

馬路村馬路地区

## 6 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数:原則週 5 日間
- (2) 週労働時間 : 38 時間 45 分 (7 時間 45 分×5 日相当、休憩時間を除く。)
- (3) 勤務時間 : 相談の上決定

## 7 雇用形態・期間

- (1) 馬路村農協と雇用契約を結ぶことになります。
- (2) 初年度の委嘱期間は委嘱日の属する年度末までです。次年度からも年度ごとに委嘱することができるものとし、最長 3 年までとします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 8 報酬

馬路村農協との雇用契約に基づいて支給されます。

## 9 待遇及び福利厚生:

- (1) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
  - (2) 勤務時間中に必要な備品等は貸与します。
  - (3) 業務に支障がなければ、兼業を認めます。
- \*馬路村で生活するうえでの移動手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。

## 10 応募手続

- (1) 応募受付期間 随時受付
- (2) 提出書類 (提出された書類は返却しません)
  - ・応募用紙 (HP よりダウンロード)
  - ・履歴書 (市販のもので可。写真添付)
  - ・レポート (A 4 用紙 2 枚程度で書式自由、パソコン可)  
テーマ : 「これからのゆず栽培について」 or 「これからの農業への思い」  
※レポートにも最初に住所と氏名を記入してください。

### (3) 申し込み・お問合せ先

〒781-6201 高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地  
馬路村役場地域振興課  
電話 0887-44-2114  
email : [sinkou@vill.umaji.lg.jp](mailto:sinkou@vill.umaji.lg.jp)

## 11 選考

### (1) 第1次選考

書類選考の上、応募者全員に文書で結果を通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。日時等は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。

### (3) 最終選考結果の報告

最終選考結果の報告は文書で第2次選考参加者全員に通知します。なお、合格した場合には、健康診断書を提出していただくことになります（健康診断に係る費用は自己負担）。

※ 住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。